

平成26年11月25日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画の策定について

- ・ 第6期介護保険料の算定状況について（資料1） . . . 1~2
- ・ 新しい総合事業の事業メニュー（案）について（資料2-1~2-6） . . . 3~8

第6期介護保険料の算定状況について

保険料基準額	第5期(月額)	第6期(月額)	(66円増)
	6,525円	6,591円	

未確定要素等の反映により、最終的な保険料基準額は上記基準額から変更となる見込みです。

- ・特養多床室入所者のうち市民税課税世帯の室料を保険者負担から本人負担へ
- ・財政調整交付金算定に必要な後期高齢者加入割合補正係数の変更
- ・報酬改定の反映 など

介護保険料の算定式

3か年分の給付費等合計(標準給付費見込額+地域支援事業費)	...
× 65歳以上負担率(22%)	...
- 財政調整交付金相当額	...
- 基金取崩額	...
+ 財政安定化基金償還金	...
+ 市町村特別給付費	...
保険料必要額	...
÷ 保険料収納率(99.42%) = 保険料収納必要額	...
÷ 3年間の延べ第1号被保険者数 = 年間保険料基準額	...

項目	金額等(3か年分)		備考
	5期	6期	
給付費等合計	65,621,439	69,505,962千円	標準給付費見込額 66,423,335千円 地域支援事業費 3,082,627千円
第1号被保険者負担額	13,780,502	15,291,312千円	5期: ×21%、6期: ×22%
財政調整交付金相当額	1,023,225	657,713千円	5期計画: 1.59% H27: 1.25%、H28: 0.99%、H29: 0.74%
準備基金取崩額	-	574,985千円	
財政安定化基金償還金	338,830	-千円	
市町村特別給付費	4,050	4,352千円	
保険料総額	13,100,157	14,062,965千円	- - + +
保険料収納率を加味した必要額	13,172,606	14,145,006千円	÷ 99.42%
3年間延べ第1号被保険者数	168,309	178,955人	
年間保険料基準額	(年) 78,300 (月) 6,525	(年) 79,100 (月) 6,591	円

給付費の算定に必要な基礎数値の推計について

項目	推計方法
(1)人口	コーホート要因法による人口推計を基本とし、『新潟県人口推計シート』を用いて推計
(2)要介護認定者数	男女別、年齢階層別に過去の傾向と市の政策を踏まえて推計
(3)施設・居住系サービス利用者数	施設整備計画をもとに介護度別に利用人数を推計
(4)在宅サービス利用者数	過去の実績と、事業所数の設置計画をもとに推計
(5)在宅サービス利用回数	これまでの傾向をもとに推計

(1) 当市の人口推計

(単位:人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	200,377	199,006	197,568	196,068	191,238	182,217
高齢者人口	57,544	58,709	59,527	60,125	61,061	59,836

平成26年住民基本台帳・外国人登録人口(各年10月1日現在)
平成27年以降は、コーホート要因法による人口推計を基本とし、『新潟県人口推計シート』を用いて推計

(2) 要介護認定者数(要介護度別)の推計

要介護5は減少傾向。要支援認定者数には総合事業を利用する人を含む。

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成26年10月	1,461	1,962	2,312	2,426	1,945	1,624	1,388	13,118
平成27年10月	1,500	1,996	2,436	2,454	2,034	1,713	1,284	13,417
平成28年10月	1,530	1,996	2,552	2,490	2,109	1,770	1,237	13,684
平成29年10月	1,556	2,073	2,645	2,467	2,149	1,810	1,171	13,871

(3)~(5)施設・居住系・在宅サービス利用者数、在宅サービス利用回数の推計に基づく給付費

(単位:千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(ア~オの合計)	21,761,211	22,079,406	22,582,718	66,423,335
ア 総給付費(-)	20,371,166	20,623,350	21,062,955	62,057,471
居宅サービス等	10,317,026	10,358,113	10,552,799	31,227,938
地域密着型サービス(ミ特含)	2,958,766	3,014,368	3,262,365	9,235,499
施設サービス	7,237,964	7,395,224	7,395,224	22,028,412
= + +	20,513,756	20,767,705	21,210,388	20,513,756
一定所得者負担増による給付費減	142,590	144,355	147,432	434,377
イ 特定入所者介護サービス費	970,109	1,013,134	1,054,011	3,037,254
ウ 高額介護サービス費	355,894	378,711	400,553	1,135,157
エ 高額医療合算介護サービス費	44,912	45,323	45,734	135,970
オ 審査支払い手数料	19,130	18,888	19,464	57,482

千円単位に数字を調整しているため、合計が合致しない場合がある。

【第1号被保険者の保険料段階と負担割合の設定の考え方】

【国の方針】

- 公費投入による低所得者の保険料負担の軽減（新規）
 - 保険料基準額が上昇しても、低所得者が支払い可能な負担額となるように、公費投入による保険料軽減を可能とする。公費投入の軽減幅は、政令に定める範囲内で保険者が定める。
- 国の標準段階の設定と弾力化（多段階化）
 - 標準段階数を9段階（5期は6段階）とする。
 - 市民税世帯非課税層のうち、これまでの第1段階と第2段階を統合する。
 - 所得に応じたきめ細やかな保険料段階設定が可能となるように、保険者の判断で段階数を標準よりも増やす（最高20段階まで）ことを可能とする。
 - 標準よりも多段階に設定できるのは、5期と同様に市民税本人課税層のみとする。
- 各所得段階の保険料負担割合は保険者が定める
 - 国の示す標準負担割合を用いずに、各段階の負担割合を保険者が定めることができる。

【国の方針に基づく当市の保険料段階と負担割合について】

〔市民税非課税世帯の段階数の統合と市民税課税世帯の多段階化の継続〕

- 5期の第1段階と第2段階を国の制度に基づき統合（新第1段階）します。
- 市民税課税層の段階数を標準より多段階化します。
- 5期の第9段階を、合計所得160万円を境界として細分化します。

〔公費投入による市民税非課税世帯の人の保険料軽減〕

- 国が定めた軽減幅の上限額に当たる公費を新第1段階から新第3段階に投入します。

〔市民税本人非課税世帯課税の人及び市民税課税の人の保険料軽減〕

- 市民税世帯非課税層への公費投入効果を市民税課税層や本人非課税世帯課税層に反映します。
- 5期では、第6段階の負担割合を1.00とし、保険料基準額をそのまま適用する段階（以下、基準段階という）を設定していました。公費投入が可能となった6期において、基準段階以外の保険料負担割合を下げることも可能な中、基準段階だけが負担割合を1.00のままとすることは不公平感があることから、第6段階（新第5段階）の負担割合を0.02引き下げ、0.98に設定します。これにより、保険料基準額をそのまま適用する段階はなくなります。

第5期と第6期の介護保険料の段階設定等の変更点

段階数	5期		6期		
	15	世帯非課税 本人非課税・世帯課税 本人課税	4 2 9	15	世帯非課税 本人非課税・世帯課税 本人課税
保険料基準額	6,525円		6,591円		
負担割合	0.34～2.8		0.3～2.66		
保険料基準額を適用する段階	第6段階（負担割合1.00）		設定しない（新第5段階の負担割合：0.98）		
公費投入 （一般会計繰入）	制度なし		公費投入額	左記のうち市（一般会計）の負担額	
			H27	202,104	50,526
			H28	206,035	51,509
			H29	208,955	52,239
			合計	617,094	154,274

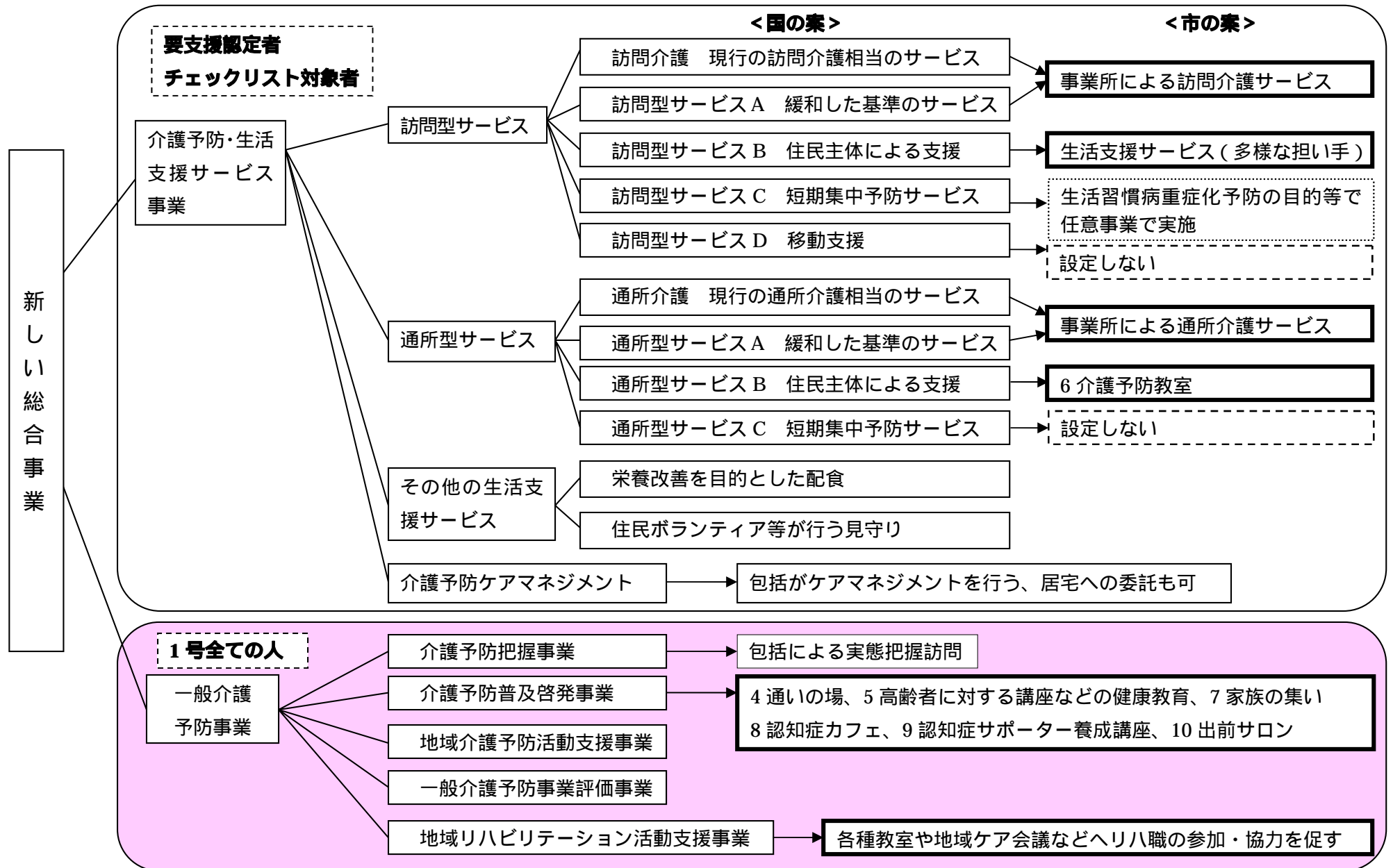
第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者介護保険料（案）

保険料基準額	年額 79,100円	月額 6,591円
--------	------------	-----------

段階 ()は負担割合	所得段階の要件	年額保険料 (月額保険料) 単位：円		備考	
		5期	6期		
第1段階 (0.34)	生活保護者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	26,600 (2,217)	23,800 (1,983)	新第1から第5段階までの所得要件の変更不可 各段階の負担割合は保険者が自由に設定可	
第2段階 (0.45)		35,200 (2,933)			
第3段階 (0.51)	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の人	39,900 (3,325)	27,700 (2,308)		
第4段階 (0.56)		43,800 (3,650)			
第5段階 (0.92)	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える人	72,000 (6,000)	71,200 (5,933)		
(基準額適用) 第6段階 (1.00)		78,300 (6,525)			
第7段階 (1.15)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	77,500 (6,458)	77,500 (6,458)		
第8段階 (1.20)		90,000 (7,500)			
第9段階 (1.35)	市民税課税で、合計所得金額が50万円未満の人	89,400 (7,450)	89,400 (7,450)		新第6段階以降の所得要件の変更可 課税層の段階数（国の標準は4区分）は最大15区分（総合計20段階）まで可 各段階の負担割合は保険者が自由に設定可
第10段階 (1.65)		93,900 (7,825)			
第11段階 (1.95)	市民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	102,800 (8,566)	104,400 (8,700)		
第12段階 (2.25)		105,700 (8,808)			
第13段階 (2.60)	市民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	129,100 (10,758)	126,600 (10,550)		
第14段階 (2.70)		152,600 (12,717)			
第15段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	176,100 (14,675)	172,400 (14,366)		
第16段階 (2.80)		203,500 (16,958)			
第17段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	211,300 (17,608)	205,700 (17,141)		
第18段階 (2.80)		219,100 (18,258)			
第19段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	226,000 (18,833)	210,400 (17,533)		
第20段階 (2.80)		233,000 (19,417)			
第21段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	240,000 (20,000)	217,400 (18,117)		
第22段階 (2.80)		247,000 (20,583)			
第23段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	254,000 (21,167)	224,400 (18,700)		
第24段階 (2.80)		261,000 (21,750)			
第25段階 (2.80)	市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	268,000 (22,333)	231,400 (19,283)		
第26段階 (2.80)		275,000 (22,917)			

所得段階別の保険料（年額）は、第1号被保険者の保険料基準額（年額）に所得段階別の負担割合を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切り上げで端数処理したもの。なお、最終調整として、第1段階については、端数が50円未満だが切り上げ処理を行った。

新しい総合事業の構成（案） 市の案 は「住民主体による新しい総合事業の取組概要（資料 2-5）」の



新しい総合事業の訪問型サービス（案）

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）及び 訪問型サービスB（住民主体による支援）を創設し、現行の介護予防訪問介護相当のサービスは、お風呂や排泄介助などの身体介護や、精神疾患などをお持ちの方、制限のある食事が必要な方などへの生活援助で、ある程度専門性を持った訪問介護員が必要な場合に提供するサービスとなります。また、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）は、生活援助等の方で に該当しない方が対象となります。今までの多くの利用者は、 のサービスへの移行を想定しています。

国が示す典型例

サービス種別	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ・制限のある食事が必要な者 等 <u>状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要であり、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援に移行していくことが重要</u>	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	
実施方法	事業者指定	事業者指定または委託	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)	ボランティア主体
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合等を勘案 (下限は介護給付の利用者負担割合)	市町村が適切に設定	支援主体が設定 (無償や実費負担のみ等も考えられる)

市の案

実施主体	現行の介護予防訪問介護事業所	現行の介護予防訪問介護事業所	住民主体															
報酬及び利用者負担額	国が示す報酬単価を準用 (負担割合は1割。高額所得者は2割)	報酬単価、利用者負担ともに「現行の介護予防訪問介護相当」よりも低く設定。	・運営費の補助を行い、利用者負担が 緩和した基準によるサービスよりも低くなることを想定															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>内容</th> <th>サービス費用</th> <th>利用者負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・2相当</td> <td>週1回程度の利用</td> <td>月12,260円</td> <td>月1,226円 給付11,034円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>月24,520円</td> <td>月2,452円 給付22,068円</td> </tr> <tr> <td>要支援2相当</td> <td>週2回程度を超える利用</td> <td>月38,890円</td> <td>月3,889円 給付35,001円</td> </tr> </tbody> </table>	要介護度	内容	サービス費用	利用者負担(1割)	要支援1・2相当	週1回程度の利用	月12,260円	月1,226円 給付11,034円	週2回程度の利用	月24,520円	月2,452円 給付22,068円	要支援2相当	週2回程度を超える利用	月38,890円	月3,889円 給付35,001円		
要介護度	内容	サービス費用	利用者負担(1割)															
要支援1・2相当	週1回程度の利用	月12,260円	月1,226円 給付11,034円															
	週2回程度の利用	月24,520円	月2,452円 給付22,068円															
要支援2相当	週2回程度を超える利用	月38,890円	月3,889円 給付35,001円															

新しい総合事業の通所型サービス（案）

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)及び通所型サービスB(住民主体による支援)を創設し、現行の介護予防通所介護相当のサービスについては、専門的なサービスが必要な場合に提供するサービスとなります。今までの多くの利用者は、のサービスへの移行を想定しています。

国が示す典型例

サービス種別	通所介護 (現行の通所介護相当)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 「多様なサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合等を勘案 (下限は介護給付の利用者負担割合)	市町村が適切に設定	支援主体が設定 (無償や実費負担のみ等も考えられる)

市の案

実施主体	現行の介護予防通所介護事業所	現行の介護予防通所介護事業所	住民団体											
報酬及び利用者負担額	国が報酬単価を示したものを準用 (負担割合は1割。高額所得者は2割) <table border="1" data-bbox="602 1398 1353 1625"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利用回数</th> <th>サービス費用</th> <th>利用者負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・2 相当</td> <td>週1回程度</td> <td>月21,150円</td> <td>月2,115円 給付19,035円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>月42,360円</td> <td>月4,236円 給付38,124円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	利用回数	サービス費用	利用者負担(1割)	要支援1・2 相当	週1回程度	月21,150円	月2,115円 給付19,035円	週2回程度	月42,360円	月4,236円 給付38,124円	報酬単価、利用者負担ともに「現行の介護予防通所介護相当」よりも低く設定。	介護予防教室 対象:要支援相当の人 内容:理学療法士やスポーツ推進員等の有資格者による運動指導や脳トレを実施し、定期的に専門的な指導を受ける必要がある人の介護予防を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 一般介護予防事業で実施 </div> 通いの場 対象:65歳以上の高齢者 内容:高齢者が気軽に集える場づくりを目的に開催。高齢者が各自好きな活動を行う。ストレッチや市からの保健指導などを集団で実施する。
対象	利用回数	サービス費用	利用者負担(1割)											
要支援1・2 相当	週1回程度	月21,150円	月2,115円 給付19,035円											
	週2回程度	月42,360円	月4,236円 給付38,124円											

住民主体による新しい総合事業の取組（案）について

1 国による制度改正

要支援 1・2 の人が利用していたデイサービス、ホームヘルプサービスが、全国一律のサービスから各自治体が独自で実施する事業へ移行
 NPO、元気な高齢者を始め、地域住民の出番を創出し、支援が必要な高齢者を支えるシステムを構築

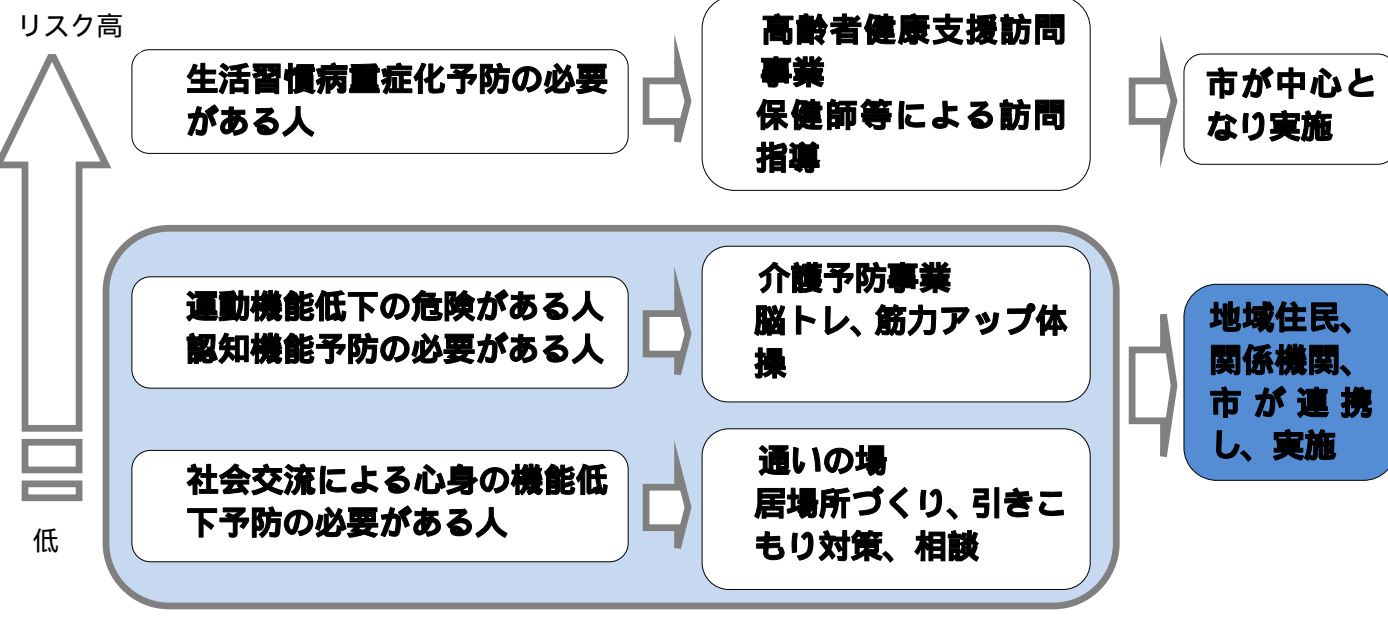
2 市が目指す新総合事業

地域で支え合うためのネットワークの構築（地域での見守りを強化）
 NPO、元気な高齢者を始め、地域住民の出番の創出
 居場所（通いの場）の提供
 介護予防（要介護状態にならないための活動）

3 介護予防の重点化

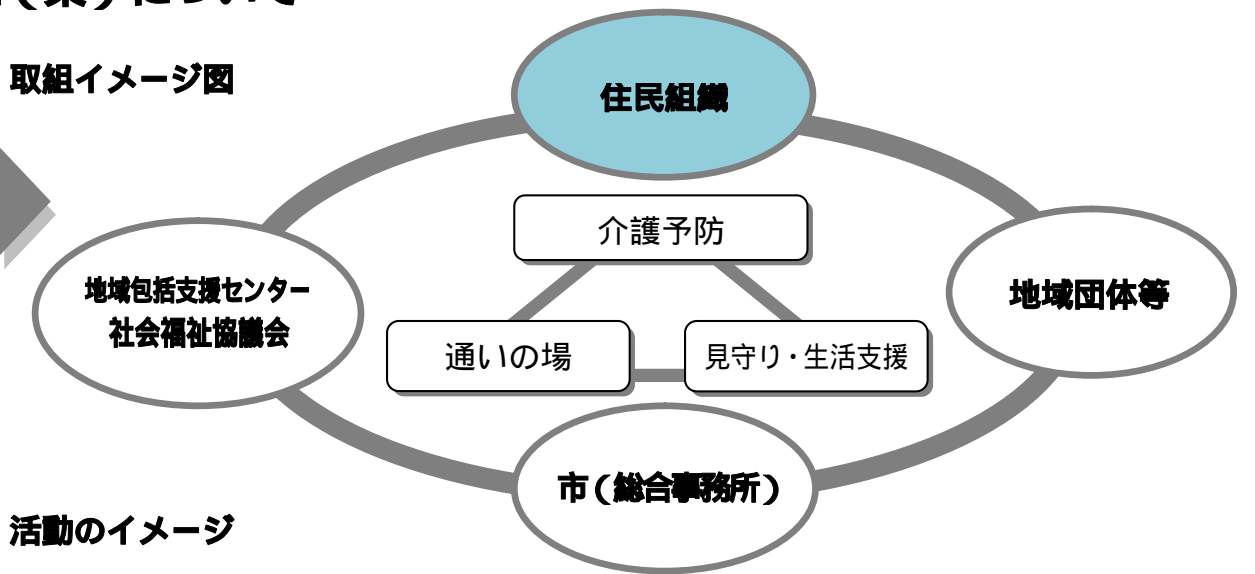
重症化予防対策
 個々の状態に対応したサービス提供（本人の状態を類型化）

4 市が関与する介護予防事業



地域住民、関係機関、市が連携し、高齢者を支える仕組みづくり

取組イメージ図



活動のイメージ

通いの場（対象者：65歳以上の元気な高齢者、要支援1.2相当の人）

活動拠点：各区コミュニティプラザ等

事務局：常勤職員
 サポート：保健師、社会福祉協議会、地域包括支援センター、食生活改善・スポーツ推進委員、健康づくりリーダー、ボランティア

血圧測定等の健康チェック、日常生活の聞き取り、保健指導、各種相談

介護予防に特化したサロン（運動、脳トレ、口腔ケア）

介護者家族の集い

介護予防等の講座

認知症カフェ

認知症サポーター養成講座

ロコモティブ運動

など

住民組織に委託
 ・常勤職員の雇用
 ・プログラムの作成
 ・講師の選定
 ・参加へのPR
 （参加者増加）

期待する効果
 ・高齢者福祉をきっかけとした地域づくり
 ・住民組織の新たな自主事業の創出（資金の確保）
 ・生きがいづくりの創出
 ・コミプラ等の活性化

その他のサービス（対象者：要支援1.2相当の人）

家事支援
 ・ゴミだし、調理、掃除、買い物、片づけ など

見守り支援
 ・話し相手、散歩時の見守り

外出支援（運送事業）
 ・通院支援、買い物・手続き等の同行 など

その他支援
 ・除雪、草取り、庭木の剪定、冬囲い、暖房準備

出前サロン
 ・町内会単位などのサロンの実施

配食サービス
 ・見守り、食生活の改善

など

住民主体による新しい総合事業の取組概要（案）

< 事業運営に係る事務局費用 >

1 常勤職員（生活支援コーディネーター）

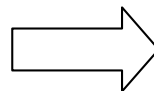
常勤職員の要件：地域事情に精通し、高齢者福祉・地域づくりに意欲のある人
看護師・保健師・社会福祉士など有資格者であればなお良い

配置人数：報酬は1人配置が原則。事情により複数人の配置としても委託料は変わらず

業務内容：委託事業の総合的な企画・調整・周知、講師の依頼、支援員・相談員の手配
各事業当日の運営補助、生活支援サービス希望者と支援事業主体とのマッチング

2 事務費：紙代、印刷代、文具などの消耗品費等

3 協議体会議費：年4回会議を実施する。



< 生活支援コーディネーターと協議体の設置 >

生活支援コーディネーター（市、地域自治体単位で設置が必須）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくために、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた機能を果たす者

・地域自治体における生活支援コーディネーターの役割

委託事業の総合的な企画・調整・周知、講師の依頼、支援員・相談員の手配、各事業当日の運営補助、生活支援サービス希望者と支援事業主体とのマッチング

協議体（市と地域自治体単位での設置が必須）

各地域におけるコーディネーターとサービス提供組織、町内会、民生委員協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が参画し、サービスを提供するための日常的な連携や調整を行い、生活支援サービス提供団体間の連携・協働を促進する。

< 事業費経費 >

4 通いの場

目的：高齢者が気軽に集い、交流を行うことにより閉じこもりを予防し、心身の機能低下を予防する。

内容：高齢者が気軽に集える場づくりを目的に開催。高齢者が各自好きな活動を行う。

ストレッチや市からの保健指導などを集団で実施し、専門的な相談は各種相談機関へつなげる。

血圧測定（自動血圧計）や健康観察を行い、必要時に医療機関や保健師・包括等と連携し対応する。

対象：65歳以上の高齢者

その他：昼食は実費（宅配弁当などの利用や参加者による自立支援を目的とした調理実習など）とし、1日を通じて参加できるものとする。）

5 健康教室

目的：歯科衛生士や接骨師などの専門職による地域の実態に合った健康増進・介護予防の教室を開催する。

対象：地域住民

6 介護予防教室：（週1回）通所型 B

目的：運動機能低下、認知機能低下のリスクが高く、定期的に専門的な指導を受ける必要がある人の介護予防を行う。

対象：優先順位 チェックリスト（認知機能低下または運動機能低下）に該当した人

優先順位 65歳以上の高齢者で参加希望者

内容：健康チェック

脳トレ（パズルやクロスワード、計算、漢字、言葉遊びなど、市から例示あり）

運動指導（講師：理学療法士、作業療法士、接骨師、スポーツ推進員などによる指導）

数か月ごとに参加者の機能評価を実施（評価項目・実施方法は市が提示する）

その他：現在事業を実施している包括や社協などに再委託も可能とする。

7 家族の集い（月2回）

目的：家族で介護をしている人の交流を図り、気軽に介護についてのアドバイスを受け、介護についての相談ができる機会を作ることにより、在宅での生活が継続できるよう支援する。専門的な助言が必要な場合は専門職へつなぐ。

対象：介護を受けている人とその家族、支援者など

8 認知症カフェ（月2回）

目的：認知症の心配のある人や家族同士が交流し、認知症状への対応の仕方や在宅生活を送る上でのアドバイスを受け、在宅での生活が継続できるよう支援する。認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員が定期的に参加し、専門的な視点での支援を行い、早期からの認知症への適切な支援を図る。

対象：認知症の疑いのある人とその家族、支援者など

9 認知症サポーター養成講座

目的：地域で認知症の人を見守る体制づくりのため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を深める。

対象：地域住民

10 出前サロン

目的：高齢者が気軽に集い、交流を行うことにより閉じこもりを予防し、心身の機能低下を予防する。

内容：高齢者が気軽に集える場づくりを目的に開催。高齢者が各自好きな活動を行う。

ストレッチや市からの保健指導などを集団で実施し、専門的な相談は各種相談機関へつなげる。

対象：地域住民

11 その他 車を使用した場合のガソリン代等

住民主体による新しい総合事業の取組概要(案)の月間スケジュールイメージ

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1 通いの場 ・ロコモ運動 (運推)	2 通いの場 昼食会(食推)	3 通いの場 保健師相談	4
5	6 通いの場 ・ロコモ運動 (運推)	7 介護予防事業 ・筋力アップ ・脳トレ(包括)	8 通いの場 保健師相談	9 認知症カフェ (メイト) 出前サロン 地区	10 通いの場 昼食会	11
12	13 体育の日	14 介護予防事業 ・筋力アップ ・脳トレ(事業所)	15 通いの場 ・生活習慣病予防講 座	16 介護家族の集い 出前サロン 町内	17 通いの場 昼食会 認知症サポーター 養成講座(メイト)	18
19	20 通いの場 包括相談	21 介護予防事業 ・筋力アップ ・脳トレ(包括)	22 通いの場 昼食会(食推)	23 認知症カフェ (支援チーム) 出前サロン 地区	24 通いの場 ・口腔ケア (歯科衛生士)	25
26	27 通いの場 昼食会	28 介護予防事業 ・筋力アップ ・脳トレ(事業所)	29 通いの場 ロコモ運動 (スポーツ推進委 員)	30 介護家族の集い 出前サロン 町内	31 通いの場 保健師相談	0